

第127回大阪府大規模小売店舗立地審議会

令和6年6月14日（金）

大阪府咲洲庁舎23階 中会議室

（開会 午前10時00分）

○**司会** ただいまから第127回大阪府大規模小売店舗立地審議会を開催いたします。

開会に当たりまして、商業振興課長からご挨拶申し上げます。

○**商業振興課長** 「課長挨拶」

○**司会** 本日は委員7名のうち4名がご出席です。また、本日ご欠席の委員からは、大阪府大規模小売店舗立地審議会運営要綱第3条の規定に基づき、文書によりご意見をいただいております。本審議会規則第4条第2項の規定により、本審議会は有効に成立しております。

本日は、議題（1）としまして、令和5年11月に届出されました「(仮称)ダイレックス高槻宮田店」の新設1件、令和5年10月に届出されました「(仮称)ドン・キホーテ寝屋川店」の変更1件に関しましてご審議いただきます。

本日の傍聴者は3名、うち報道関係者は1名です。傍聴者の方はお渡しいたしました本審議会の傍聴要領を遵守いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以降の議事進行につきまして、鶴坂会長、よろしくお願いいたします。

○**鶴坂会長** 本日の議案は、大規模小売店舗立地法に基づき届出のありました新設1件、変更1件について、既に知事から諮問をいただいているものでございます。

それでは、議題（1）の大規模小売店舗立地法に基づく「(仮称)ダイレックス高槻宮田店」に関する届出の内容等について事務局から説明をお願いいたします。

○**事務局** 審議会案件「(仮称)ダイレックス高槻宮田店」について説明

○**鶴坂会長** ありがとうございます。本件につきまして、各委員の皆様からご見解をお伺いしたいと思いますが、ご欠席の委員からも何かございましたら事務局からご紹介願います。

○**事務局** 特段ございません。

○**鶴坂会長** わかりました。それでは、各委員の皆様、よろしくお願いいたします。

○**井ノ口委員** 2点あります。1点目は案内経路について、北側住宅地から多くの来店が見込まれますが、案内看板の設置等の対策を行ったとしても、現在想定している来店ルートではなく、最短ルートである市道を南進して右折入庫を行う車両が多く発生するこ

とが予想されます。また、店舗の入り口付近は宮田町1丁目交差点から近く、赤信号の際に滞留している車列の間から右折入出庫が行われると、事故につながるものが懸念されますので、案内看板の設置等以外にも効果のある対策の検討をお願いします。

2点目は、自動二輪車の駐輪場について、騒音予測では問題ない結果となっていますが、住宅の近くに設置されていますので騒音の影響がないように十分配慮をお願いします。

○事務局 1点目の北方面からの来退店経路については、国道171号線へ迂回し、富田丘町西交差点を経由して北進する経路を想定していると聞いております。ただ、ご指摘のとおり右折入出庫が発生することが懸念されますので、交通誘導員の適切な配置等、対策を行うように、留意事項として事業者にお伝えしたいと考えております。

2点目の自動二輪車の騒音の影響については、他店舗実績から台数を算出して予測を行っていると考えておりますが、1点目の指摘事項と併せて、しっかりと事業者にお伝えいたします。

○井ノ口委員 分かりました。

○客野委員 付近が住宅地であることから、自転車による来店も多いと思われます。交通整理員の配置やチラシの配布による注意喚起、看板の設置等の対策はされるとのことですが、周辺の歩道で自転車と歩行者が交錯することが考えられますので、お伝えさせていただきます。

○事務局 その点についても留意事項として事業者にお伝えしたいと考えております。

○鶴坂会長 「(仮称)ダイレックス高槻宮田店」につきまして、各委員の皆様からいろいろとご意見を頂戴しました。

この案件につきましては、法の趣旨に沿った適正な届出内容になっており、周辺的生活環境の保持に配慮したものであると考えられます。よって、当審議会としましては、大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見については、案のとおり、意見を述べないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」)

○鶴坂会長 ありがとうございます。

また、留意事項についても、案のとおり設置者に伝えていくことが適当であるということでも知事に答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」)

○鶴坂会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

次に、「(仮称) ドン・キホーテ寝屋川店」に関する届出の内容等について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 審議会案件「(仮称) ドン・キホーテ寝屋川店」について説明

○鶴坂会長 ありがとうございます。それでは、各委員の皆様からご見解をお伺いしたいと思いますが、その前に、ご欠席の委員からも何かございましたら、事務局からご紹介をお願いします。

○事務局 特段ございません。

○鶴坂会長 わかりました。それでは、各委員の皆様、よろしくをお願いいたします。

○井ノ口委員 4点あります。1点目に、届出書10ページに記載の荷捌き車両及び廃棄物収集車両の計画について、作業車両が集中する時間帯もありますので路上待機等が発生しないよう、店舗の従業員を配置するなど効率的に荷さばきを行ってください。

2点目に、荷さばき施設について、駐車場と隣接しているため、誤って来店者が立ち入らないようにフェンス設置等で対策をお願いします。

3点目に、ターンテーブルの運用については、荷さばき後にターンテーブルに移動し、転回して出庫するという届出書に記載のとおりの手順で行ってください。

4点目に、駐車場の出口について、歩道左側の見通しが悪いため、誘導員の配置等の安全対策を行ってください。

○事務局 まず、1点目の荷さばき車両と廃棄物収集車両の搬入等の計画について、当初の計画では荷さばきと廃棄物収集の作業時間が超過する時間帯があったため、事業者において計画の変更を行い、内容を修正する予定です。変更後においては、時間内に作業可能な計画となっており、円滑な作業が行えるよう計画していると聞いております。

2点目の荷さばき施設周辺の一般車両との交錯については、一部メッシュフェンスとチェーンを設置し、車両の出入り時に交錯することがないように対策すると聞いております。

3点目のターンテーブルの運用については、届出どおりに運用するよう事業者にお伝えします。

4点目の駐車場出入口での前面道路の歩行者及び自転車との接触への懸念については、出入口にミラーを設置して対応すると聞いております。また、オープン時や繁忙期には必要に応じて交通整理員を配置するとのことですが、車両の速やかな出入りと歩行者等の安全を確保するよう事業者へ伝えます。

○井ノ口委員 分かりました。

○水谷委員 廃棄物の保管施設について、届出書の図面7では6種類それぞれの保管施設容量の合計が記載されていますが、図面4-2の2階平面図（変更後）の凡例の部分では保管施設全体としての計算式が記載されており、両者の考え方が異なっているように思えます。それぞれ品目ごとの容積の考え方について教えてください。

○事務局 容積の算出については、図面7が廃棄物施設の算出資料となっており、合計6品目の保管施設となっています。各々の容積を算出し合計した結果、9.6㎡になっていると聞いております。図面4-2の凡例部分の計算式については、事業者を確認します。

○水谷委員 必要容量は廃棄物ごとに決まっており、設置容量がそれらの合計を満たしていれば、全体として基準を満たしているといえるという考え方でよろしいでしょうか。

○事務局 おっしゃるとおり、品目ごとに必要な保管容量が、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」より算出されるため、すべての品目の合計の容量を満たす保管施設を設置する計画となっております。

○水谷委員 分かりました。

○客野委員 ダクトの排気の騒音予測について、P2地点は3階部分で測定されたことですが、ダクトの排気口自体は2階及び3階の両方にあるのでしょうか。あるいは一つに集約して排出するような形でしょうか。

○事務局 2階部分で集約して排出する1つのダクトとなっております。こちらのダクトが3階部分に設定している騒音予測地点P2から約2メートルの距離にあるため、夜間の設備騒音の予測値が規制基準超過となっておりますが、1階部分と2階部分のいずれも基準値を満足していますので、隣接する小学校への影響は特段ないものと聞いております。

○客野委員 わかりました。子どもたちがいるところに、直接音や臭気、風が当たることが懸念されると思ったので、質問させていただきました。

○事務局 変更前より同じダクトを使用しておりますが、ご指摘いただいた点については、事業者から事前に学校に説明を行い、特段指摘は受けていないと聞いております。

○客野委員 わかりました。

○井ノ口委員 今回の届出書について、記載内容に実際の状況を反映できていないと思われる箇所が見受けられましたので、届出書を作成する際は実現可能な内容になっているかの確認を行うように、事業者にお伝えいただきますようお願いいたします。

○事務局 いただいたご指摘については、事業者にお伝えします。

○鶴坂会長 それでは、「(仮称) ドン・キホーテ寝屋川店」につきまして、各委員の皆様からいろいろとご意見を頂戴しました。

この案件につきましては、法の趣旨に沿った適正な届出内容になっており、周辺の生活環境の保持に配慮したものであると考えられます。よって、当審議会としては、大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見については、案のとおり意見を述べないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」)

○鶴坂会長 また、留意事項についても、案のとおり設置者に伝えていくことが適切であるということで知事に答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」)

○鶴坂会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

これで、予定していた審議は全て終了いたしました。知事に対する答申文案は、本日の審議内容を踏まえた上で作成し、知事に答申してまいります。

○司会 ありがとうございます。

以上で本日の審議会は終了いたします。